令和８年（フ）第２５１号
和歌山市黒田188番地２　ソルト黒田Ⅱ　101号室
債務者　小寺　夏希（旧姓　杉山、硲）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹尾　和晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年５月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１７１１号
さいたま市岩槻区大字徳力118番地145
債務者　戸沢　宏司
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７４６号
さいたま市桜区大字上大久保62番地１　302
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５４号
さいたま市北区日進町２丁目542番地３　日進秀宝ビル203
債務者　花田　茜音
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０６号
埼玉県蓮田市見沼町15番４号　ＭＫサンアトラス103号
債務者　中曽根冴子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８２３号
さいたま市南区大字太田窪2220番地９　中村方
債務者　伊藤　律子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４７３号
埼玉県吉川市吉川団地５番17号401
債務者　竹内　実穂
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
埼玉県草加市八幡町723番地１　メゾンアキモトＣ一102号、旧住所埼玉県草加市八幡町638番地３　ニューメリッツハイツＡ301
債務者　栗原　邦雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
埼玉県八潮市八潮八丁目７番地13　中馬場住宅１号棟103号室
債務者　白石　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６３９号
埼玉県春日部市南３丁目15番24号
債務者　木村美津恵
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６６７号
埼玉県三郷市栄１丁目17番地２
債務者　内海　正枝
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４７号
千葉県南房総市和田町花園227番地２
債務者　尾形　真也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
千葉県山武市麻生新田199番地１
債務者　鈴木　紅美（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第７００号
川崎市多摩区宿河原２丁目28番２号　リーフコート　102
債務者　山田　大希
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７８３号
川崎市中原区下小田中６丁目７番６－403号　デイジーハウス
債務者　平岡想巴花
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９４号
川崎市川崎区渡田向町３番14－102号　マンション坂本
債務者　梶川佐智枝
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８２６号
川崎市中原区上小田中６丁目33番４－304号
債務者　坂本　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係